

平成26年度

第176回宮城県都市計画審議会議案書

平成27年3月

宮城県都市計画審議会

第176回宮城県都市計画審議会

日 時 平成27年3月24日 (火)
午後1時30分から
場 所 宮城県行政庁舎
9階 第一会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 報 告
第175回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について
- 3 議 案
議案第2316号ほか 2件
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

目 次

1 報 告

第175回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について	3
----------------------------------	---

2 議 案

議案第2316号 仙塩広域都市計画道路の変更について	4
----------------------------------	---

議案第2317号 仙塩広域都市計画緑地の変更について	7
----------------------------------	---

議案第2318号 仙塩広域都市計画，仙南広域都市計画及び 亘理都市計画下水道の変更について	10
--	----

第175回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について

決定主体	議案番号	関係市町村	件名	処理結果
宮城県	第2312号	名取市 岩沼市	仙塩広域都市計画区域区分の変更について	平成27年3月3日 宮城県告示第205号
宮城県	第2313号	東松島市	石巻広域都市計画緑地の変更について	平成27年1月13日 宮城県告示第39号
宮城県	第2314号	大和町	特殊建築物の敷地の位置について	平成27年1月6日 建築許可H26-7号
宮城県	第2315号	栗原市	特殊建築物の敷地の位置について	平成27年3月9日 建築許可H26-13号

仙塩広域都市計画道路の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

仙塩広域都市計画道路の変更（宮城県決定）

都市計画道路中 3・5・187 号名取駅閉上線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・187	名取駅閉上線	名取市増田四丁目	名取市閉上三丁目	名取市字下余田	約 6,520m	地表式	2車線	12m	自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差4箇所	延長の変更 〈変更前〉 L=約 6,510m 終点位置の変更 〈変更前〉 名取市閉上六丁目
	車線の数の内訳		2車線			約 6,170m					
			4車線			約 350m					
	その他		なお、名取市増田四丁目地内に名取駅東口駅前広場を設ける。								
3・5・192	仙台閉上線	名取市小塚原字東中塚	名取市閉上一丁目	名取市大字閉上字昭和	約 1,500m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差1箇所	延長の変更 〈変更前〉 L=約 1,510m 幅員の変更 〈変更前〉 幅員 18m	

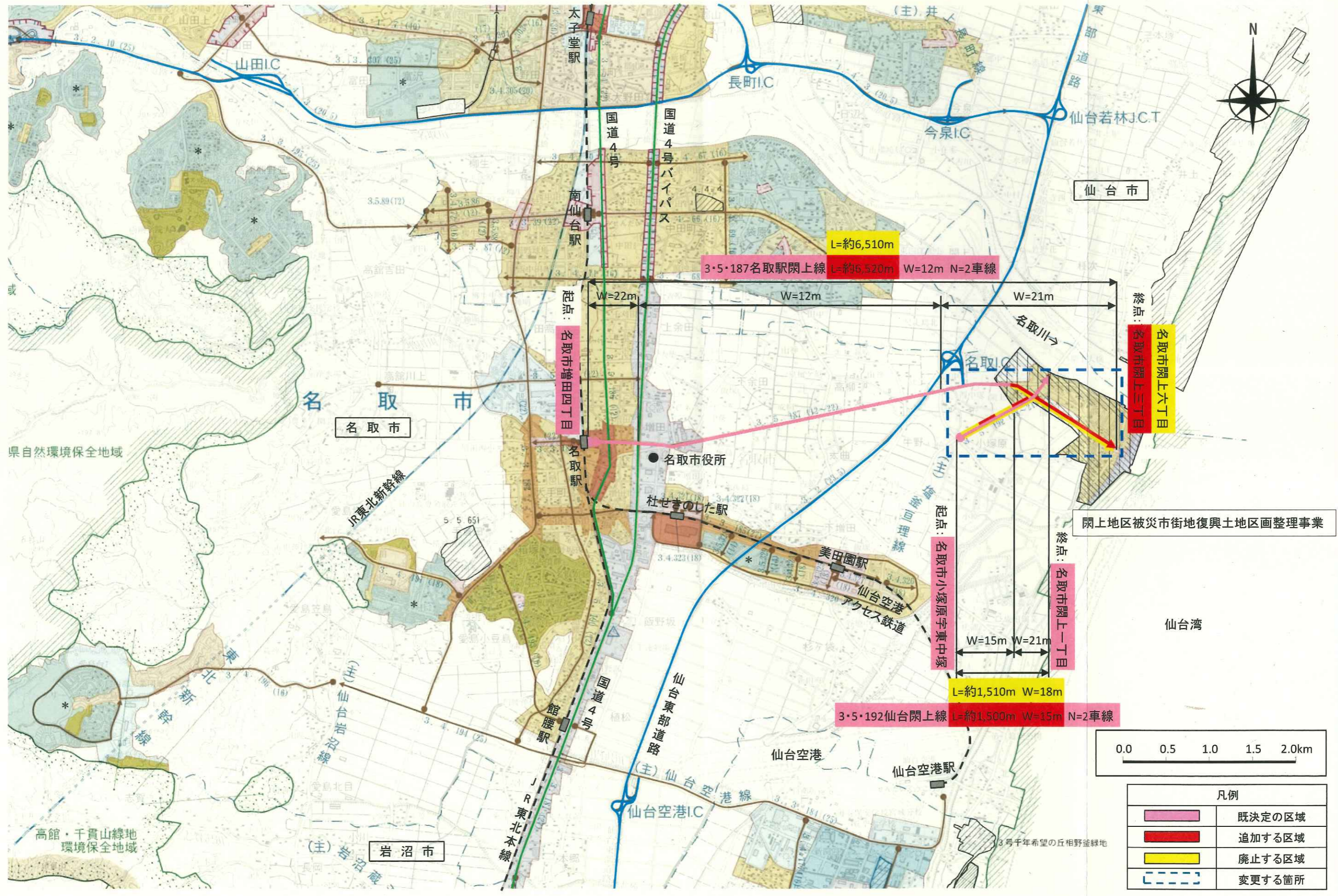
「区域及び構造は計画図のとおり」

理由

当該地区における土地利用計画の見直しと、自転車・歩行者の通行空間の見直しにより、都市計画道路を変更する。

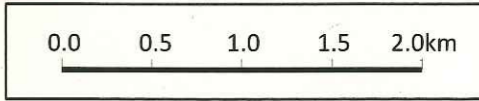
仙塩広域都市計画道路 総括図

議案第2316号



仙塩広域都市計画道路の変更（名取市）

閉上地区被災市街地復興土地区画整理事業



凡例	
	既決定の区域
	追加する区域
	廃止する区域
	変更する箇所

仙塩広域都市計画緑地の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

仙塩広域都市計画緑地の変更（宮城県決定）

都市計画緑地中 2号岩沼海浜緑地を次のように変更する。

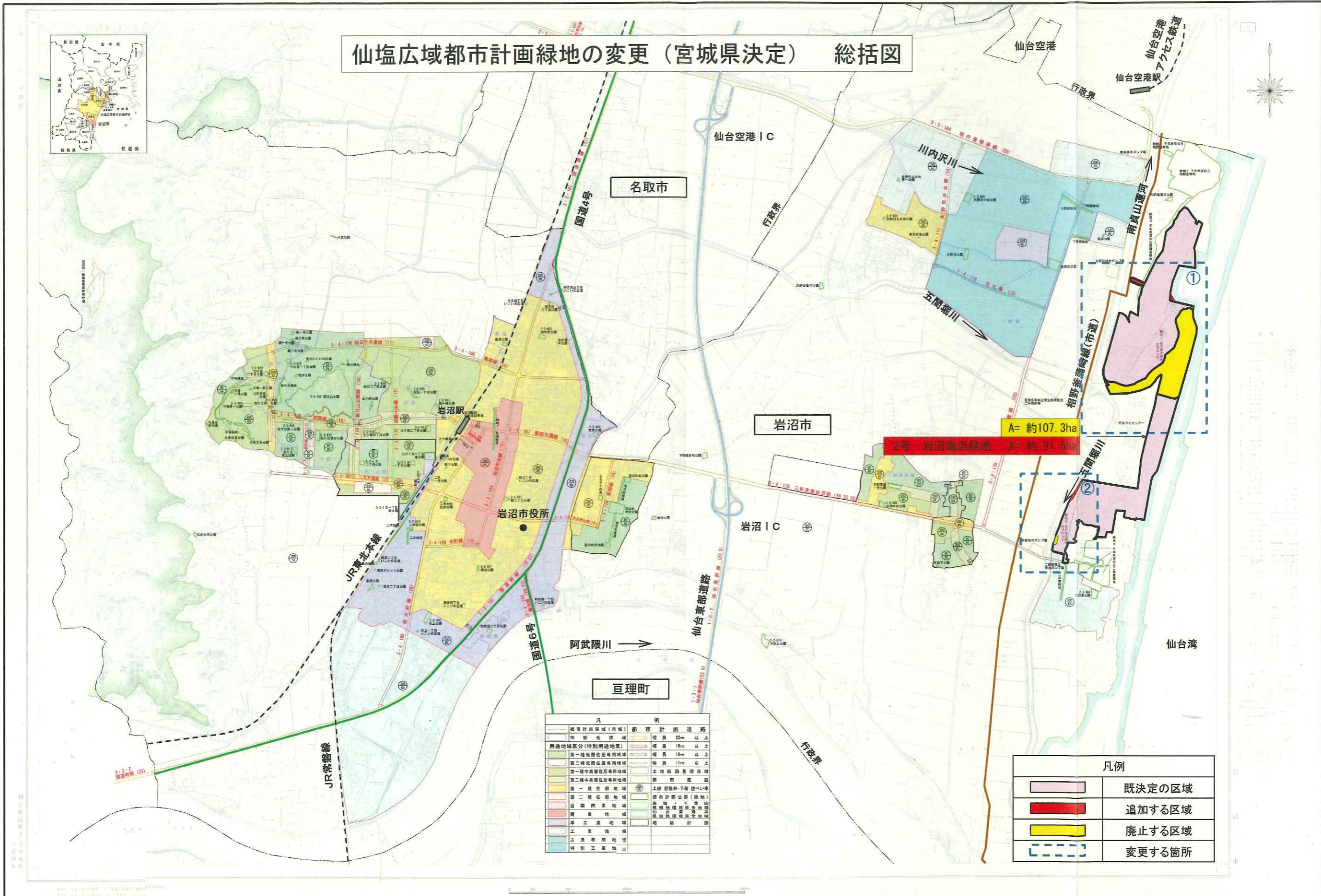
名称		位置	面積	備考
番号	緑地名			
2	岩沼海浜緑地	岩沼市下野郷字浜及び同字赤江川並びに押分字須加原	約 91.5ha	区域の変更 〈変更前〉 面積：約 107.3ha 休養施設（休憩所、ピクニック広場） 運動施設（野球場、テニスコート、運動広場） 便益施設（駐車場、便所） 園路（ 避難路 ）及び広場 修景施設（築山（ 防災築山 ））

「区域は計画図表示のとおり」

理由

岩沼海浜緑地において、防災機能の強化を図るため、避難路及び防災築山を整備するもの。
 また、岩沼市震災復興計画に基づき当該緑地内にて行われる浸水対策事業等に伴い、緑地の一部を河川用地として利用するため、区域の一部を廃止するもの。

仙塩広域都市計画緑地の変更（宮城県決定） 総括図



仙塩広域都市計画緑地の変更（岩沼市）

仙塩広域都市計画，仙南広域都市計画及び
亙理都市計画下水道の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

仙塩広域都市計画，仙南広域都市計画及び亘理都市計画下水道 の変更（宮城県決定）

仙塩広域都市計画，仙南広域都市計画及び亘理都市計画阿武隈川下流流域下水道「4 その他の施設」中県南浄化センターを次のように変更する。

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
県南浄化センター	岩沼市下野郷字赤江川及び同 字浜	(変更前 面積 約 174,000m ²) 面積 約 157,000m²

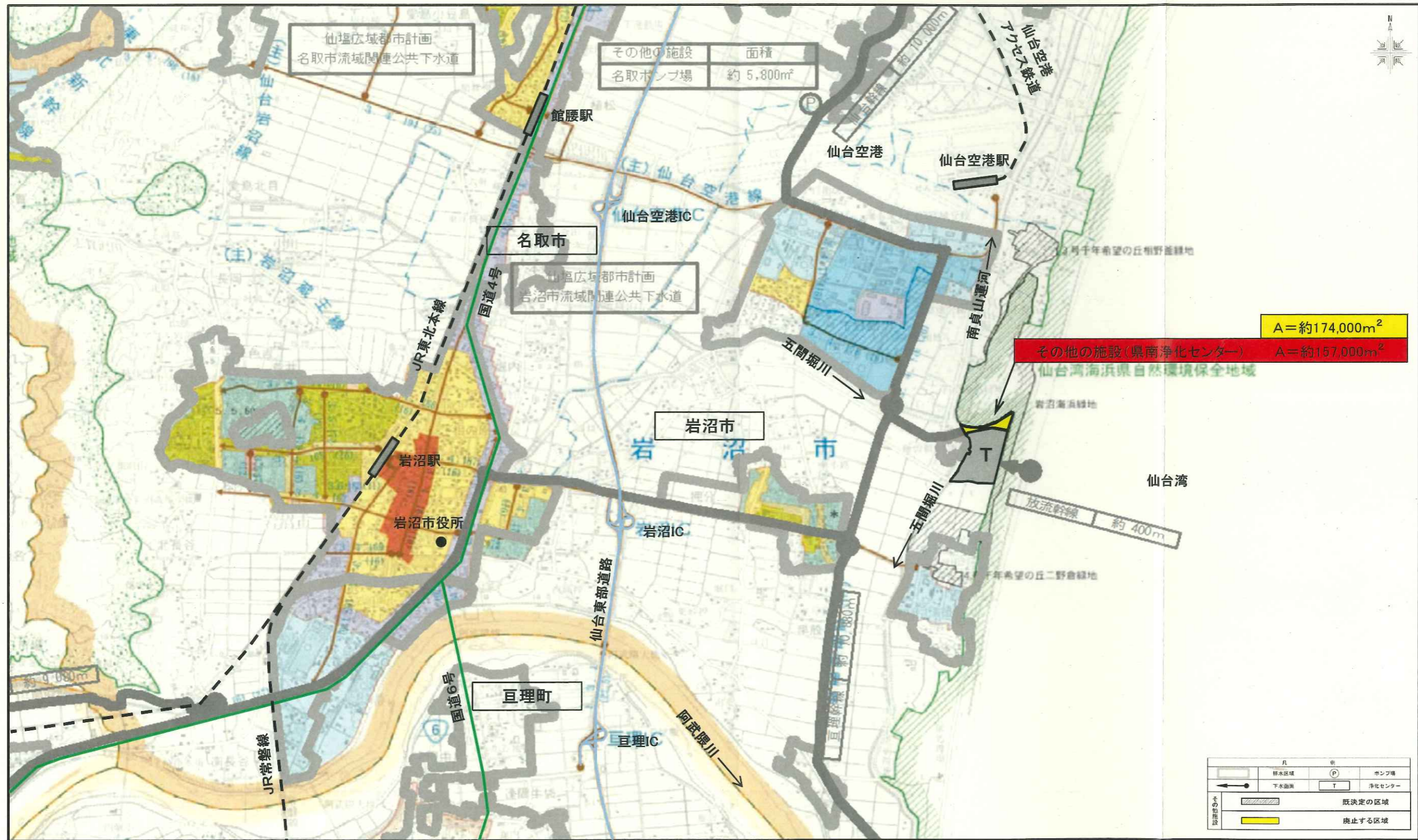
「区域は計画図表示のとおり」

理 由

岩沼市震災復興計画に基づき県南浄化センター区域及び周辺にて行われる浸水対策事業に伴い、浄化センターの一部を河川用地として利用するため、区域の一部を廃止するもの。

仙塩広域都市計画，仙南広域都市計画及び亘理都市計画下水道 総括図

議案第2318号



仙塩広域都市計画，仙南広域都市計画及び亘理都市計画下水道の変更（岩沼市）